開成町町営水道事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年３月５日

開成町長　山　神　　裕

開成町条例第 10 号

開成町町営水道事業条例の一部を改正する条例

開成町町営水道事業条例(平成 10 年開成町条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（料金）
第 22 条　料金は、料金算定のために定めた２月の期間(以下「算定期間」という。)につき、次の表に定める基本料金と超過料金との合計額に、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 29 条の税率と当該税率に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 72 条の 83 の税率を乗じて得た率を合計した率(以下「消費税率等」という。)を乗じて得た額との合計額とする。この場合において、１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</td><td>（料金）
第 22 条　料金は、料金算定のために定めた２月の期間(以下「算定期間」という。)につき、次の表に定める基本料金と超過料金との合計額に、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 29 条の税率と当該税率に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 72 条の 83 の税率を乗じて得た率を合計した率(以下「消費税率等」という。)を乗じて得た額との合計額とする。この場合において、１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</td></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><th colspan="2">基本料金</th><th colspan="2">超過料金</th></tr>
<tr><th>使用水量</th><th>料金</th><th>使用水量</th><th>料金（１㎥につき）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">20 ㎥までの分</td><td rowspan="2"><u>1,630 円</u></td><td>20 ㎥を超え 40 ㎥までの分</td><td><u>100 円</u></td></tr>
<tr><td>40 ㎥を超え</td><td><u>110 円</u></td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th colspan="2">基本料金</th><th colspan="2">超過料金</th></tr>
<tr><th>使用水量</th><th>料金</th><th>使用水量</th><th>料金（１㎥につき）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">20 ㎥までの分</td><td rowspan="2"><u>1,400 円</u></td><td>20 ㎥を超え 40 ㎥までの分</td><td><u>85 円</u></td></tr>
<tr><td>40 ㎥を超え</td><td><u>95 円</u></td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

		60 ㎥までの分				60 ㎥までの分	
		60 ㎥を超え100 ㎥までの分	125円			60 ㎥を超え100 ㎥までの分	105円
		100 ㎥を超え200 ㎥までの分	140円			（新設）	
		200 ㎥を超える分	155円			100 ㎥を超える分	115円

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和８年10月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して使用している水道の使用に係る料金で、施行日以後初めて確定する料金については、この条例による改定後の第22条の規定にかかわらず、なお従前の例による。